

●千曲市以外の相談先●

長野県警察本部

犯罪等による被害の未然防止など安全と平穏に関する相談

▶**広報相談課《総合相談窓口》**
026-233-9110 または #9110

性犯罪の被害に関する相談

▶**捜査第一課**
《**性犯罪被害ダイヤルサポート110**》
0120-037-555 または #8103

犯罪被害者等給付金に関する相談

▶**警務課《犯罪被害者支援室》**
026-233-0110 (内線2651~2653)

専門相談窓口

犯罪被害者等の悩み・精神的被害の相談

▶**犯罪被害者等早期援助団体**
認定NPO法人
《**長野犯罪被害者支援センター**》
026-233-7830

性暴力の被害に関する相談

▶**長野県性暴力被害者支援センター**
《**りんどうハートながの**》
026-235-7123 または #8891

DVなど女性をめぐる人権問題に関する相談

▶**長野地方法務局**
《**女性の人権ホットライン**》
0570-070-810

心の健康・悩みに関する相談

▶**長野県 精神保健福祉センター**
026-266-0280

千曲市犯罪被害者等 総合相談窓口

専門相談員があなたの悩みを
お聞きします。

犯罪被害にあつて困ったときは
まずご相談ください。

周りに悩んでいる方がいたら
この窓口を紹介してください。

場 所

千曲市役所
人権・男女共同参画課内

お問い合わせ

TEL **026-273-1111**
(内線2252・2253)

MAIL jinken@city.chikuma.lg.jp

時 間

8:30~17:15 月~金曜日

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

もしも自分や身近な人が

犯罪被害に

あつてしまったら…



千曲市

健康福祉部

人権・男女共同参画課

犯罪被害者が受ける被害とは？

ある日突然、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になってしまうことは、誰にでも起こりうることです。



犯罪による被害は、直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることがあります。

犯罪被害者等の身近にいる方へ

言葉で励ますよりも、普段通りに接して寄り添うことが、被害者の心の傷をゆっくりと癒し、平穏な生活を取り戻す手助けになることもあります。

「もしも、自分や身近な人が被害にあったら？」

そんなことは考えたくないですが、そんなふうに関わりに置き換えて考えてみてください。

被害者に接するときには、その人の置かれた状況や心情を理解し、気持ちに寄り添って配慮するようにしましょう。

千曲市では犯罪被害者や そのご家族・ご遺族への支援を行っています

犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することを目的として、「千曲市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和5年4月1日に施行しました。誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

相談および情報の提供等

「犯罪被害者等総合相談窓口」を設置しています。窓口では専門相談員が被害者やそのご家族からの相談に応じます。

困ったときはまずご相談ください。もし周りに犯罪被害にあわれ、生活していく上で悩んでいる方がいたら、この窓口を紹介してください。



日常生活の支援

被害にあった方が一日も早く平穏な暮らしに戻れるように、日常生活の支援に関する情報の提供および助言、その他の必要な支援を行います。



11月25日から12月1日は

「犯罪被害者週間」です

この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみませんか？

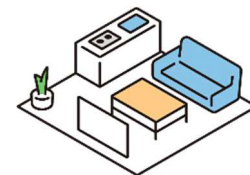
市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっちゃん」

居住の安定

今まで暮らしていた住居に住み続けることが困難になった場合、市営住宅への入居ができるように支援します。



経済的負担の軽減

被害者等の一時的な経済的負担を軽減するために、被害の状況に応じて、下記の見舞金を給付します。

遺族見舞金

犯罪行為により被害者が亡くなったときには、**第1順位遺族となる方の代表者1名に、30万円**を給付します。



重傷病見舞金

犯罪行為により重傷病を負った**被害者本人に、10万円**を給付します。

